

# バイオマスタウン構想基本方針

## 1 趣旨

地域におけるバイオマスの利活用に当っては、地域内のあらゆる関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれ、様々な種類のバイオマスが総合的に利活用されるシステムの構築が求められる。また、その利活用システムは、バイオマスの賦存状況や需要の状況が地域ごとに異なるため、各地域の創意工夫により、自ら検討・実行されなくてはならない。バイオマスの利活用を促進するには、これらの地域の取組の促進が極めて重要であることから、地域の主体的な取組が進展しやすい環境が創出されるよう努めるとともに、優良な取組については広く認知されることが求められるところである。このため、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」の実現に向け、地域の取組とその取組手法の普及が円滑になされるための枠組みとして、バイオマスタウン構想基本方針を定めるものである。

## 2 バイオマスタウンの定義

バイオマスタウンとは、域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域をいう。

## 3 バイオマスタウンの実施主体

市町村（複数の市町村も可）とする。ただし、実施主体として、NPO法人、事業協同組合、大学、農協、森林組合、生協、土地改良区、市町村が必要と認める団体等が加わることも可能とする（以下「市町村等」という。）。

## 4 バイオマスタウン構想書の作成

- (1) 市町村等はバイオマスタウン構想書(以下、「構想書」という。)を作成することができる。
- (2) 市町村等は、随時、作成した構想書を当該地域を所管する地方農政局(北海道にあっては農林水産省本省、沖縄県にあっては沖縄総合事務局(以下「地方農政局等」という。))に、提出することができる。その際には、併せて都道府県(但し、北海道にあっては北海道及び北海道開発局)にも送付するものとする。なお、提出に当っては、可能な限り電子情報に

よるものとする。

- ( 3 ) 地方農政局等は提出された構想書を農林水産省本省及び関係する機関に送付するものとする。また、農林水産省本省は、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省に構想書を回付するものとする。
- ( 4 ) 提出された構想書は、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議事務局(以下、事務局という。)において、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省(以下、関係府省という。)の合意の上で、基準に合致しているか否かを検討する。
- ( 5 ) 事務局は、当該構想書が基準に合致している場合には、当該構想書に基づく取組がなされる市町村等をバイオマスタウンとして公表するものとする。
- ( 6 ) 当該バイオマスタウンの公表後、構想書に基づく取組を行う意思がない場合等、バイオマスタウンとしてふさわしくないと認められた場合は、関係府省による協議の上、事務局は当該市町村等のバイオマスタウンとしての公表を取り消すこととする。
- ( 7 ) 提出された構想書について、市町村等は、その取組の進捗等の事情に応じて、構想書を変更することができる。変更された構想書については、新規に作成されたものと同じく( 1 )から( 6 )までの取扱いをするものとする。

## 5 構想書の内容

構想書には、以下の事項を記載するものとする。

対象となる地域

バイオマスタウン構想の実施主体

地域の現状(経済的、社会的、地理的特色)

地域のバイオマス賦存量

地域のこれまでのバイオマス利活用状況・既存の利活用施設

バイオマスタウン形成上の基本的な構想

(バイオマスの収集・輸送・変換方法、変換後のバイオマスの利用方法、関係者の役割分担、構想の実現に向けた工程等を明確にしていること)

バイオマスタウン構想の実施により期待される効果及び利活用目標

対象地域における関係者を含めたこれまでの検討状況

## 6 バイオマスタウンとして公表する際の基準

バイオスタウンを公表するに当たっては、構想書の内容が以下のいずれもを満たすものであることが求められる。

域内に賦存する廃棄物系バイオマスの90%以上、または未利用バイオマスの40%以上の活用に向け、総合的なバイオマス利活用を進めるものであること。

地域住民、関係団体、地域産業等の意見に配慮がなされ、計画熟度が高く、関係者が協力して安定的かつ適正なバイオマス利活用が進むものであること。

関係する法制度を遵守したものであること。

バイオマスの利活用において安全が確保されていること。

## 7 バイオスタウンにおける取組

- (1) バイオスタウンは、構想書に沿って主体的にバイオマスの利活用促進に取り組むものとする。また、必要に応じ都道府県等の関係機関とも連携を図りながら取組を進めるものとする。
- (2) 関係府省は、バイオマスの利活用促進に向けて、主体的な取組が進展しやすい環境が創出されるよう努めるものとする。
- (3) 事務局は、バイオスタウンにおける取組内容や進捗状況をバイオマス情報ヘッドクォーター（Webサイト）等において、公表するものとする。

## 8 表彰

バイオスタウンにおいて実際に行われている取組について、特にモデル性の高い取組を選定し、表彰するものとする。ただし、選定に当たっては、第三者の有識者の意見も踏まえ検討するものとする。